

議 事 録

平成22年度第2回 奈良県男女共同参画審議会

日時：平成22年10月5日(火)10:00～12:00

場所：議会棟2F第2委員会室

〈音田会長〉

あらためまして、皆さんおはようございます。本日の平成22年度第2回奈良県男女共同参画審議会、よろしくお願いたします。早速、議事をすすめて参ります。

議題1「「なら男女GENKIプラン」後期5年目標(平成23～27年度)の目標項目・目標値の見直しについて」の審議に入ります。

前回の審議会において委員の皆様からご意見をいただき、これに基づき、事務局、関係部局の方で検討していただき、本日見直し案の提示があります。

事務局より、「見直し案」の説明をお願いします。

〈加藤課長〉

資料1をご覧ください。今回新たなご出席は、上田委員です。前回の審議会でのご意見をふまえて検討させていただいた結果をご説明したいと思います。

45の目標項目を今回は女性の社会進出、仕事と家庭の両立を支援するもの等に重点化を図り整理させていただきました。事前にお送りした資料に少し変更がありましたので、本日配布させていただいたもので説明します。

まず、審議会でのご意見等という欄を作らせていただきました。

基本目標Ⅰに関しては「登用率」という言葉が目標項目にありました。「女性の割合」という言葉と混在しており、「登用」という言葉は「上の職に引き上げる」という言葉ですけれども、審議会だけにその言葉を用いるのはどうなのかというご指摘を受けました。それで、「登用」という言葉を使わずに「審議会等における女性の割合」と統一させていただきました。それ以外にも下の方にある目標項目につきましても「従事者に占める女性の割合」、「女性職員の占める割合」など、表現が少し異なっておりましたので、基本目標Ⅰにある5つの項目につきましては全て表現を統一させていただきました。

次に基本目標Ⅱですが、「県の男性職員の育児休業取得率」から「育児参加のための休暇」へ新たな目標項目に差し替える案をお示ししましたが、「育児参加のための休暇は、育児休業とは異なる事を説明しないと誤解を与える」というご指摘を受けました。そのため、下部に「育児参加のための休暇」についての説明を加え、全国的な関心事ですので「県男性職員の育児休業取得率」についても今後「進捗状況の分析」等に加えていくこととし、県の目標として設定するのは有給休暇である「育児参加のための休暇」にさせていただきたいと思っております。

基本目標Ⅲで「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動を目的にしているNPO法人数」のところで「目標として取り組みにくいのではないか。」というご意見をいただきました。それぞれのNPO法人が、それぞれ目標をもって活動しておられるところで、「県が目標値を作って取り組んでいくのはどうなのか。」というご意見でした。NPO法人の認証は県の仕事でもありますし、セミナーの開催や設立相談も受けております。「男女共同社会の形成の促進を図る活動」がNPO法人の活動分野17分野に規定されていることから、設立にあたって活動目的や事業内容のなかで、男女共同参画の推進にも取り組んでいただくよう働きかけは可能と考え、特に昨年から設定したものです。やはり、男女共同参画の様々な広がり期待して継続して設置したいと考えております。

次に基本目標Ⅳの「ハイリスク妊婦の県外搬送率」についてですが、県外からの搬入と県外への搬出、トータルで見た指標になればより良い、さらに追加したものを考えてみてはどうかというご意見をいただきました。事故が2件県内で立て続けに起こって、県民の周産期医療に対する不安の払拭ということで周産期医療の整備状況について何らかの目標設定が必要と判断し加えたものですが、県外からの搬入は目標値としては設定しにくいので、やはりこのまま設

定することとさせていただきたいと考えます。

次に基本目標Ⅴですが、「県民会議における企業、団体の男女共同参画推進取組事業数」、これについても「会議構成団体数も変わるし、いろいろな取り組みがあるので目標として掲げるほどのことでもないのではないか」というようなご指摘をいただきました。

確かに、基本目標Ⅴ「男女共同参画社会実現に向けた意識づくり」についてなかなか進捗状況がわかる指標の設定は難しく、苦勞するところです。男女共同参画を地域、家庭で具体的に浸透を図っていくということが大事ということで県民会議を組織して、それぞれの取り組みを進めていただいております。多彩な取り組みを数だけでカウントして指標にするのは乱暴という面もあると思いますが、各団体が活動計画として毎年県に報告をしていただくものですし、毎年カウントが可能ということでこのまま設定することとさせていただきました。同じく、Ⅴの「若者の自立を図るキャリア教育の推進」の目標については、外させていただこうと考えたのですが、若者の自立推進委員会を県で設置するなど、今重要な課題であるということで、取り組みをすすめているのだから、ここに掲載してはどうか、というご意見をいただきました。これについては引き続き、設定していきたいと考えます。

また、「登用率」とか「女性の割合」とかいろいろな言葉を混在させながら使っているという御指摘を受け、もう一度、新たな目標項目や目標値の言葉の見直しをさせていただきました。そのため前回の案を変更したところがありますので説明させていただきます。

ひとつは「市町村審議会等における女性の割合」基本目標Ⅰのところですが、「30%に近づける」と目標が表現されていまして。市町村の審議会ですので、県の関与がなかなかできないということで、「近づける」という表現を使っていたのですが、他の目標項目についても市町村の取り組み次第というところもありますし、県は一律働きかけをしていくので、この部分にだけ「近づける」という言葉を入れておく必要はないと考え、削除しました。

また、括弧書きで年度を入れさせていただいた目標値があります。例えば基本目標Ⅰ「管理的職業従事者における女性の割合」の目標を平成24年に、「女性の就業率」を平成22年に、「女性の仕事時間」、「男性の家事時間」のところも年度を入れさせていただいた。他の目標値については県が数字を把握できますが、変更箇所の目標値については、国の調査を利用しています。「就業構造基本調査」や、「国勢調査」、「社会生活基本調査」は、5年ごとの調査なので、その年度をいれ、調査の公表年にあわせて目標値を再設定して行きたいと考えています。

また、文言の統一で、「男性の家事従事時間」、「女性の仕事の平均時間」等は調査の項目の言葉を使っていたのですが、「男性の家事時間（一日平均）」、「女性の仕事時間（一日平均）」に変更します。

また、市町村の取り組みですが、「ファミリーサポートセンターの設置市町村数」、「男女共同参画リーダー講座受講生のいる市町村数」、基本目標Ⅴで「男女共同参画計画策定市町村数」等で、市町村数で設定したり、パーセントで設定したりと混在していました。前回の設定時は、市町村合併が進むので、市町村数では進捗がわかりにくいということから割合で設定したと考えますが、合併がある程度落ち着いて、39市町村に整理されたので、市町村数の方が、県民にわかりやすいかと考えられるので、市町村数に統一したいと考えます。

また、基本目標Ⅳの「県立学校におけるエイズ等感染症に関する学習を実施している学校の割合（教科の保健学習を除く）」につきましても、「教科の保健学習を除く」をいれました。

この方が集計がとりやすいことから、教科の保健学習を除く学習を実施している学校の割合に変更し、目標値も下げました。

以上、新たに設定した指標が4つ、差し替え変更した指標が4つ、継続する指標が25、あわせて33項目で今回の案を提出させていただきました。

大筋で関係課の箇所も説明したのですが、追加することがありましたら、関係課の方からご発言をお願いします。

それがなければ、関係課の方から質問に対してご回答していただくということにしたいと思います。
以上です。

《音田会長》

ありがとうございました。関係課の方で今の点について何か、付け加えられることはございますか。

《関係各課》

(特になし。)

《音田会長》

特にないですかね。

はい。わかりました。ただいまの事務局からの説明について何かご質問はございませんでしょうか。

《各委員》

(特になし。)

《音田会長》

特にないですか。

市町村数のところですが、「市町村数」で記載するということでしたが、パーセントもあった方が見やすいかなという気もしたのですがいかがですか。みなさんが、市町村数をご存じでしたら必要ないかと思うのですが。今、思ったことですので。
他に何かございませんか。

《全委員》

(特になし。)

《音田会長》

特に質問等、ご意見等もないようですので、説明があった案を「なら男女GENKIプラン」の後期5年目標としてよろしいでしょうか。

《全委員》

了承。

《音田会長》

引き続きまして、議題2の方に入りたいと思います。

「「なら男女GENKIプラン」具体的施策項目・基本施策細目の見直しについて」ですが、事務局から説明していただけますか。

《辻本課長補佐》

議題2「なら男女GENKIプラン」具体的施策項目・基本施策細目の見直しについてご説明させていただく前に、資料2ということで国の方から第3次男女共同参画計画策定にあたっての基本的な考え方として、7月23日に内閣総理大臣にむけて答申が出ています。

県の今回の見直しにあたって著しい齟齬があるかを検証する必要があると考え、前回の審議会ではその検証が間に合わなかったので、今回報告します。

まず、国の現状認識ですが、GEM（ジェンダーエンパワーメント指数）が109カ国中57位と、

国際的にみても女性の地位が低いということと、就労女性に関して、60%が妊娠出産時に退職、奈良県も同様ですが、女性の2人に1人が非正規雇用で、現状認識では男女共同参画は進んでいないという認識に立った上で、今後5年間の施策を考えていこうという形になっております。

進まなかった理由として大きく4つほどあげられております。「固定的役割分担意識が非常に根強い」、「男女共同参画＝働く女性の問題」だという捉え方をされて「女性の意識」についての啓発やロールモデルの紹介等の推進はされましたが、「男性に対する施策」が不十分であったという認識があります。

女性自身のリーダーの不在、雇用、就業状況が5年前に比べて著しく変化したのと、家庭の状況も変化してきているという部分でのセーフティーネット、効果的な受け皿が不十分ということで、進んでこなかったのではないかと考えられています。

社会情勢が加味されておりまして、平成17年度に比してということで、セーフティーネットが不十分だということと少子高齢化が思いのほか進んだということで、人口減少社会の到来と、経済の低迷、閉塞感、非正規労働者の増加、貧困格差の拡大、もう一つでは、国際化の進展と国際的な人の移動の増加という部分があげられており、これらをふまえたうえで5年間の反省にたつて分野対象を決めていくという形になっています。前回平成17年度の第2次計画と比較をしていただきたいのですけれども、第2部の重点分野で今回15分野の項目がたつておりますが、平成17年については12分野の項目がありました。

新設分野として第3分野で「男性、子どもにとっての男女共同参画」、第7分野で「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」、第8分野で「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」、第12分野で「科学技術・学術分野における男女共同参画」、第14分野で「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」の5項目が新しい分野としてあげられています。

ここから、県の具体的施策なり、プランの内容に入ってくるわけですが、これらの部分が今の現状の奈良県の計画の中で網羅されているかどうかを見させていただきました。

第3分野「男性、子どもにとっての男女共同参画」という部分については、資料3、基本目標V 1 (1)「固定的な性別役割分担意識の払しょくと社会における慣行の見直し」という部分の中で⑤「男性に向けた広報・啓発の充実」と抽象的な部分もあるのですが、ここの部分と、V 2 (1)②「幼稚園・学校等における男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実」の部分が第3分野の「男性、子どもにとっての男女共同参画」という部分にあたるのではないかと思います。

第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」ということで、第7分野につきましてはもともと母子家庭の部分につきましては県の計画にも入っております。内容的には基本目標IV 3「社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重」で、(1)「社会的に不利益な立場にある女性の自立支援」という形になっております。母子家庭につきましては、ここで網羅されているのかなと、内容的に見させていただくと後は父子家庭、単身高齢者という部分については文言の中にはないのですが、包括的に考えていくのか、また、基本施策の部分「女性の自立支援」という部分を「男女の自立支援」という形に変えていくか、その分での対応は可能と考えております。

また、ご意見いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

いずれにしても包括的に第7分野「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」につきましてはセーフティーネット機能の強化や、世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援と記載のある部分では、福祉レベル分野での拡充、国家施策部分での拡充は考えているという答申がでておりますので、その分を考えてどのような国の第3次男女共同参画計画があげられてくるか、その計画を参考にして県としてどのような計画を立てていくのかと考える部分も必要と考えられます。

第8分野につきましては、高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備、もと

もと、高齢者、障害者については県の施策の中にもありました。外国人が初めて具体的な言葉として出てきたわけですが、明瞭に位置づけられていなかったのですけれども、これにつきましては国の施策を見させていただきますと、具体的には外国人の実態把握をしていかなければならないといった内容の答申があげられております。基本的な人権の問題もふまえて実態把握をおこない、それから施策へといった2段階があるのですが、1段階目は実態把握という形で答申があげられていると理解しておりますので、次の段階で計画をみてからという形でもよいかと。本県の計画の中ではⅣの「男女の人権の尊重」の中で外国人に対しましては3「社会的に不利益な立場にある女性の人権の尊重」のなかで、(1)⑤「外国人のための日本語学習への支援」とか、(2)⑤「外国語による生活情報の提供」という項目が少なくともあげられています。

第12分野で「科学技術・学術分野における男女共同参画」では、広い意味で教育という部分に連動していると捉えられる部分と、国の教育機関での、教育レベルでの捉え方と、教育施設での女性の登用があげられておりますので、県の現状では馴染みにくい部分もあると考えられます。

第14分野で「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」という部分につきましても、平成17年の当初の国の計画の中で「新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進」ということで「科学技術・学術分野における女性研究者の登用」とか、「防災・地域との連動」という部分が元々あげられていた部分を項目として出した形になります。県においても捉え方のなかで「防災」という部分だけは項目のなかから外れておりましたので、今回その項目を一ついれさせていただくという形をとらせていただこうと思います。また、地域・環境につきましてはもともとの基本施策の中に入っております。

最後に第15分野は新規の分野ではないのですけれども、「国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献」であげられているが、国のODA、条約の締結、議定書の締結とか国レベルでの施策を推進していくということになりますので県の施策からは外させていただいている現状です。

総枠としましては、第3次計画を検証した中でも平成17年度に10年間の計画ということで立てていただいた「なら男女GENKIプラン」の基本項目からは大幅には外れているものはありませんでした。

資料3のⅢ3(2)「男女で支えあう地域づくり活動の推進」というところで新規追加の吹き出しがありますが、「⑤男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画等の整備」を新規に追加させていただいております。

資料3で網掛けさせていただいている部分が、6箇所あります。制度等の改正によりまして、文言の追加等を行った修正案です。基本目標のⅡ1(2)「男女の仕事と家庭の両立に向けた就業環境の整備」というところですが、①「育児・介護休業制度の普及定着に向けた啓発」という具体的施策を「育児・介護休業制度、次世代育成支援対策推進法の普及定着に向けた啓発」に修正、②「短時間勤務、フレックス・タイム制等の普及促進に向けた啓発」という部分を「短時間勤務、フレックス・タイム制、テレワーク等の普及促進に向けた啓発」に修正、Ⅱ2(1)「多様な就業形態の促進と労働条件の改善」の部分、「ワークシェアリングの普及推進」を「労働時間等の見直しガイドライン」の周知徹底に変更させていただきたい。Ⅱ2(1)⑥「雇用対策法」における求人の際の年齢制限是正の努力義務について周知徹底」を「年齢制限禁止の義務について周知徹底」に修正。先程申し上げましたが、Ⅲ3(2)「男女で支えあう地域づくり活動の推進」というところで新規追加の吹き出しがありますが、「⑤男女共同参画の視点を取り入れた地域防災計画等の整備」を新規に追加させていただきたいというのがひとつです。最後になりますけれども、Ⅳ2(3)③「性教育実践調査研究の推進」を平成18年で事業廃止されているということで、削除させていただきたい、というのがひとつです。具体的施策項目の変更案について6項目、追加、削除、及び修正という形でさせていただきたいと思います。

資料4ですけれども、基本施策の下の、基本細目の変更ということで1箇所、Ⅱ2(1)「多様な

就業形態の促進と労働条件の改善」のところで、②「短時間勤務や在宅勤務など個人のライフスタイルに応じた多様な働き方が選択できる多様就業型ワークシェアリングの普及に努めます。」という部分を「短時間正社員制度やテレワークなど個人のライフスタイルに応じた多様な働き方の推進に努めます。」という形に変更させていただきたいのと、「出産、子育て等のライフステージに応じた再就職の機会が多く提供されるよう、事業主に対し雇用対策法における「年齢制限是正の努力義務」→「年齢制限禁止の義務」について周知・啓発に努めます。」の2箇所について変更させていただきたい。

「「なら男女GENKIプラン」の具体的施策項目変更」と「「なら男女GENKIプラン」の基本施策細目変更」について案を出させていただきますので、よろしくご審議お願いします。

《音田会長》

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がございました案について皆様からご意見をお伺いいたしますが、その前に議題2については本日欠席の稗田委員の方から質問が寄せられていると聞いていますが、先にどんな質問かということとそれに対するお答えを言っただけですか。

《辻本課長補佐》

稗田委員の方から資料3の関係で質問を3点いただいております。まず、1点目ですけれども「基本目標のⅡ1(2)②「短時間勤務、フレックス・タイム制等の普及促進に向けた啓発」という部分を「短時間勤務、フレックス・タイム制、テレワーク等の普及促進に向けた啓発」に修正させていただきたいとした部分ですが、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」にもあるように「正規雇用（フルタイム）と多様な働き方との間の双方向の転換が図りやすい環境を整備する」を加えてはどうですか。」という意見をいただきました。2点目ですが、

「Ⅱ2(1)①「ワークシェアリングの普及推進」を「「労働時間等の見直しガイドライン」の周知徹底」に変更させていただきたいとした部分です。修正されていますが、何故ですか。現在の社会情勢の中で求人市場のタイトさは急には変わらない。互いに仕事をシェアするという考えはとても大切でこの事が理解されないとしわ寄せはますます女性に来ると思う。」

3点目ですが、

「Ⅲ2(2)再チャレンジする人への講座や情報の提供だけでなく企業への直接的な働きかけが必要なのではないか。先進国の女性がごく当たり前のようにスキルを活かし再就職することができるのは企業の姿勢がこのことを当たり前として受け入れているからだと思います。」

再チャレンジの支援ということで、総括的なご意見をいただいています。

以上3点が稗田委員からいただいている事前の質問書です。以上です。

《音田会長》

事務局の方から何かこの件に関して見解というものはありませんか。

《辻本補佐》

これにつきましては、担当課、雇用労政課の方が出席しておりますので、雇用労政課からの説明をさせていただきたいと思っております。

《音田会長》

雇用労政課の方おねがいたします。

《雇用労政課 藤田係長》

1つめの質問についてです。「短時間勤務、フレックス・タイム制等の普及促進に向けた啓発」という部分を「短時間勤務、フレックス・タイム制、テレワーク等の普及促進に向けた啓発」に修正させていただきたいとしている部分です。多様な働き方として、育児介護休業、短時間勤務、テレワーク、在宅就業があり、これらの働き方の普及促進に取り組むことは、企業にとって有能な人材の確保や企業の運営の効率を図る意義を持っています。記載のとおり、これらの取り組みを進めることが労働者のライフスタイルやライフステージに応じた働き方やフルタイム等多様な働き方との双方向の転換を図りやすい環境整備につながると広く考えていますので、この修正の内容でお願いをしたいと思います。

2つめの質問、2(1)①の修正についてですが、「労働時間等の見直しガイドライン」についてですが、近年労働時間が長い正社員と労働時間が短い非正規社員が共に増加し、労働時間分布の長短二極化が進んでいます。全ての労働者を平均して年間総労働時間数1800時間という目標が時流に合わなくなっているといわれています。

労働者の方それぞれのライフステージに応じて柔軟に働ける環境整備が必要ということから労働時間や年次有給休暇に関する事項について事業主が取り組むべき事項を定めたものでH22年4月から適用されているものです。修正前の文言のワークシェアリングについては、「多様就業型ワークシェアリング」のことで多様な働き方の選択肢を拡大する働き方であるとして環境整備で取り組むことが重要であるとH14年3月に政労使において普及促進に取り組むということについて合意がなされました。

特に短時間正社員について多様就業型の代表的な働き方として導入の手順などをマニュアル化するなど普及促進を図ってきたものです。

最近では国の方では多様就業型ワークシェアリングというよりも、短時間正社員制度について焦点をあてて進めている流れがあり、H22年6月に示されている仕事と生活の調和の新合意のなかにおいても各主体の取り組みのなかにワークシェアリングという言葉は使われていないという内容です。国の方針の流れに合わせて修正をしたものですが、方向としては多様な働き方の推進という点では同じであると考えますのでこのような修正でお願いしたいと思います。

3点目ですが、Ⅲ2(2)の質問についてですが、企業への直接的な働きかけは特になが、育児・介護休業法や次世代育成対策推進法の啓発や短時間正社員制度や在宅勤務制度、テレワークなどの働き方を推進することで再チャレンジする人や、働き続ける人の支援につながると考えています。

《音田会長》

ありがとうございます。

事前に稗田委員より寄せられたご意見等に対して、担当課からお答えをいただきました。それにつきまして、皆さんの方で何かお聞きになりたいことがありましたら、あるいはご意見等ありましたら、まずその辺からいかがでしょうか。

《竹平委員》

ご説明あった分で、国の第3次計画（答申）をめぐって県の具体的施策として変更項目とどう整合するかとご検討されたということですが、第3分野の「男性、子どもにとっての男女共同参画」、とりわけ、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成を含めて、教育の課題になると思いますけれども、それはどこでどのように反映をされているのかについてちょっとわかりにくいのでおうかがいをしたい。

それから、今日、説明がありました、資料4基本施策Ⅱ2(1)3番目、「年齢制限是正の努力義務」→「年齢制限禁止の義務」について周知・啓発に努めます」ということなのですから、けれども県の職員の雇用ということについて言えば基本的にどのように考えておられるのか、その点についてお伺いしたい。

以上です。

《音田会長》

事務局のほうより回答お願いします。

《加藤課長》

第3分野の「男性、子どもにとっての男女共同参画」、の「子ども」の部分なのですが、従来より基本目標Vで「男女共同参画社会実現に向けた意識づくり」という項目の中で2番男女共同参画を推進する学習の充実(1)家庭・学校等における男女共同参画を推進する教育の充実の②幼稚園・学校等における男女共同参画の意識を育てる教育内容の充実等、いくつかの項目で網羅できると考えています。

2つめの質問は今日来ている者では回答できないので、担当課にご意見があったことをお伝えします。

《竹平委員》わかりました。2つ目の質問についてはそれで結構です。

《音田会長》

案のなかで入っていると理解してよろしいですかね。それに関しては皆さんよろしいですか。竹平委員が今、「子どもへの」というところですが、国の第3次計画(答申)をみていて、新しく追加された分野ということで説明があったのですが、今回の県の方の案では、防災の分野が新たに追加されて、後の分野については現行のものでいけるのではないかというご意見でしたが、その辺についてはどうですか。何かこういった点は入れたらよいのではないかとか。国との基本計画(答申)との整合性についてのところで何かご意見、ご質問ないですか。

先程、事務局の方で「社会的に不利益な立場にある女性の自立支援」というところを例えば男女に変えるというような方法もあるというような意見が、ありましたが、その辺りは今ままでよろしいですか。

《中川会長代理》

タイトルのカテゴリーからいくと、「男女の人権の尊重」ですよ。1が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、2が「生涯を通じた健康保持・増進と女性の身体的特性の尊重」、このあたりはセクシャリティーとしての女性に対する政策とそれから、いわゆる、社会的な暴力、物理的な暴力に対する弱者としての女性というのが1番2番に来ている。それでいいと私は思っているのですが、3番はやはり社会的に不利益な立場にあるのは女性だけではないだろう、先程の県の説明にもあったように、私も「男女」とした方がいいのかなという気がしています。ですので、基本課題IV3も「男女」にした方がよいし、IV3(1)も「男女」にした方がよいのではないかなと思う。特に最近、母子家庭とあわせて、父子家庭も大変大きな問題になっているという点からいうと、これも並べて、「母子・父子家庭」というようにしたほうがよいと思います。上の方の「外国人」から上は両方の性を含むとすれば、微調整ですむのではないかと、それで、結構救済できるのではないかという気がします。

《音田会長》

皆さんその点についてはどうですかね。

《島本委員》

女性が、健康の分野でも弱者だというのが前提の話でこの10年間きたのだと思うのですけれども、50ページでしょうか、みていくと「性差医療」という言葉で、例えばうつ病は女性が多くても、自殺者は圧倒的に男性であるとか、50ページの上の方の具体的な取組の⑤などで男性側としてもいろいろなことがあるのだということで、産婦人科医としては、女性のことでは医療的な面でも進んできてよいのですが、男性は置いてけぼりの部分もあるのではないかと、ここにあげられたのは必要な事だと社会でも認識されてきたと思ったのです。

性差に応じたがん検診についてですが、今までは、女の人の検診がすすんでないという話も

ありましたが、男性も高齢化のなかで男性特有のがん、疾患もあると思いますので、具体的施策の項目変更の中に「女性の身体的特性の尊重」と書いていただいています。が、「男女」にするのかどうか、全体ともかかわるので、「母性」ということを非常に大事にした上で男女共同参画という基本はありますが、男性のことも加味した様な形で必要になってきているのかなと感じました。「女性専門の保健医療の充実」と③にあります。が、(1)に入れてくださっていますが、「性差医療」という言葉が適切なのかどうか検討が必要ですが、「女性が健康弱者である」というのが、どうもトーンが変わって来ているようなイメージがあるので、いかがかと思いました。

「性教育」という言葉が、いろいろ一人歩きするなと個人的には思っていました。答申を見ますと、言葉の表現としたら、47ページなどを見ると「男女が互いに身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ」等は、上手な表現を使っておられ、「リプロダクティブヘルス・アンド・ライツ」など言葉は難しいけれども、こういう言葉を使っておられるなと、工夫しておられるなと非常に感じました。「性教育」イコール「エイズ」であるとか、今まで国の政策で必要だということで、あったのだと思います。「ヒトパピローマウイルス」などが知られてきている中で、「性感染症」というとまた、イメージが走ってしまう可能性もあります。政策的に検討したときには「エイズ」と、はっきり出さなければならぬのかもしれないかもしれません。時代で言葉の使い方が変わってきているというイメージを抱きました。感想なのですけれども。

《音田会長》

今の健康保持、増進のところでご意見を反映するとすると具体的にはどのようにになりますか。「女性専門の保健医療の充実」というあたりを多少変えるということですか。「女性専門」としない、両性のどうかという形に変えるということですか。「性差に配慮した」というようなことですか。

《島本委員》

「女性専門の」を「性差に配慮した」という内容が含まれたらよいと思います。

《音田会長》

この施策は生涯を通じた健康づくりの推進だから別にそれでいいわけですよ。

「性教育」というのは難しいですよ。

言葉としては大分前からできているのですけれども。

《音田会長》

他の皆さんはどうですかね。

この辺に関して。もし、何かあわせてかえられる点があるなら、表現を工夫するという事。

《加藤課長》

基本目標のⅣが「男女の人権の尊重」であるにもかかわらず、基本課題のところは女性に特化している計画をつくっていたというのは過去からの特徴だと思います。今回、変えるか変えないかという検討ですが、今、貧困の問題が社会問題になっています。それは、ひとり世帯のあらゆる年代で見られ、どの年代でも女性の方が貧困率が高いという現状にあります。男女の人権に配慮して、母子家庭ばかりを対象にせず、父子家庭を含めて、「ひとり親家庭」という言葉も行政では使っております。貧困の問題がでてきて敏感に考えられてきている。それが今の政権の特徴なのかなとも思います。今後もこの傾向が続いていくということであれば、基本目標は「男女の人権の尊重」で、その部分は男女ですので、「生涯を通じた健康増進と女性の身体的特性の尊重」とか、「社会的に不利益な立場にある男女の人権の尊重」と今回から基本課題も「男女」に変えていくのも一つの方法だと思います。今は基本目標で「男女の人権の尊重」とあげているので、実際は具体的施策は女性への対策が多いことから、このままでもよいのでは、と考えたのですが、今回の見直しで基本課題だけでも変えておいた方がいいという

ようなご意見が多いようであれば変えさせていただきます。徐々に男性への施策を加えていくという取組をしていきたいと考えます。

《音田会長》

みなさんいかがですか。事務局としての考えかたを示されましたけれども。

「なら男女GENKIプラン」を策定するときにもそういう議論はあったのですけれども、まだやはり女性の方が不利であろうであるとか、とりあえず現時点ではということで、こういう形になったと思います。

確かに、時代の流れ的に、あまり、女性というよりはという部分もありますのでスローガンのには国の基本計画に合わせて変えるということもできると思うのですが。その辺何かご意見ございますか。反対だという方。

《辻村委員》

ここに書いてあることはやる。書いていないことはやらないというわけではないのですよね。男女共同参画の問題について今までの経緯からすれば、女性が非常に弱い立場にあったということと男性側にもそれに対して、固定的な役割分担意識、男女の差別や不利益に随分影響してきたということで、女性に焦点をあてて標記してきたということがあるわけですね。社会そのものが変化するわけですから、直接的な課題というものはその都度、現実的な課題が次々と生まれていくのですが、目標だからといって理想的な言葉を掲げていけば「男女」というよりも、「ひと」と言ってしまうえばそれでいいとなります。男女共同参画のこの議論の中では、やはり、議論が生じてきた経緯もふまえて、表現しているということであれば、もうそのことに触れなくてもいいぐらいに世の中が変わったという時には次の新しいステップに行くと思います。今はまだ、やはり女性にウェイトをおいた表現の施策の方が現実的ではないかなと思います。

《音田会長》

辻村委員のほうからご意見がありましたけれどもみなさんどうですか。ひとつおりのご意見おききしましょうかね。変えると大きい変更になりますので。

《森田委員》

辻村委員のご意見に全く賛成です。私もこれに参加させていただいて、あまり期間がないのでこれまでのいきさつというのは全くわかっていないのですけれども、非常に大きな深い問題でして、変えるというよりは歴史を尊重したいなと思っております。

《辻委員》

特にありません。

《小谷委員》

過去の経緯というのは全くわからずこの場に参加させていただいているのですけれども、いまあるこの項目を一端変えてしまうと、元には戻しにくいと、女性の立場が不利益を被ることが多いというような状況があるなかで、あえてここを男女というふうに一ステップ次に行くというのは、「男女共同参画」という問題を考えているところでは違うかなという意見です。

《音田会長》

中味は変わらないのですけれどもね。

《小谷委員》

まず、表題のところをかえてしまうと中味もそれにあわせてだんだん変わっていくということになってくると思うので、辻村委員さんが先程おっしゃったように、まだ明確に女性の今の状況が改善されたという状況にならない限りは、「男女」と変えないでいただきたいという意

見です。

《音田会長》

上田委員いかがですか。

《上田委員》

私は、中川会長代理と同じで、父子家庭では経済的にはフルタイムのお仕事をお持ちの方が多いので、不利益を被っている立場にはないといわれているのですけれども、たぶん保育サービスだとか家事援助はすごく必要とされているところも多いと思うのでひとり親家庭という言葉を使っているのであれば、それでも構わないのではないのでしょうか。「男女」と書くのではなく、「ひとり親家庭」という意味で、私は、既に使われている言葉があるなら、それを使えば、全然問題はないかなと思って聞いていました。

《音田会長》

島本委員は先程おっしゃったご意見ですね。つけ加えて何か言っていたのであれば。

《島本委員》

確かに、現状は「生涯を通じた女性の健康支援」と、国も第10分野のなかに「女性」と書きこんでいます。具体的施策としては男性のことも対象としないといけないということであって、「女性」という言葉が残っていいと思うのです。「性差」という発想をいれてもらうことは大切なことです。いままでの歴史のことはわかっていなかったですけれども。

《音田会長》

「性差」というのは先程の医療のところのことですか。

《島本委員》

「女性専門医療」ということで、今、取組んでいらっしゃるのです。もちろん、女性専門医療を充実をしながら。

具体的施策のところのことですから、文言についてはその都度加えていかれたら。新しい施策がでてきたら、足してもらうということではよいのではないのでしょうか。

基本施策細目のところで読み下し文のなかの5ページで基本目標Ⅳの基本施策のところ「男女が生涯をつうじて心身ともに適切な健康づくりができる」と(1)■のところに記述があるので。新しい施策を始められるときに項目を足していただいたらと思うのですが。

《音田会長》

特に今、ここで付け加えてもらわなくてもよいですか。

《島本委員》

いいです。

《竹平委員》

項目の変更については必要であればすればよいと言うことが大事だと思うのですけれども、基本的な経緯がありますので、具体的に①等で表わされている具体的施策のなかで何が書かれているかというのが基本的な問題だと思っているのです。ただ、今回の「第3次男女共同参画計画に当たっての基本的な考え方（答申）」は政権交代もあるのでしょうかけれども、極めてこれまでの基本計画よりはすっきりしたものの書き方をされていると思ひましてね。そういう意味では、時代背景とか、より世界基準に近寄ったものになっているのでそのことが県の具体的施策のなかでどのように反映されるかということが問題だろうと思っています。加えて言えば、

「社会的不利益な立場にある女性の人権の尊重」は、国で言えば第8分野で触れられている問題だと思っているのですけれども、ここで触れられている①～⑧の問題というのは、母子家庭の問題もありますけれども、特に女性であることが不利益の理由である項目であるとは思わない項目もあると思うのですよね。

基本的な考え方の問題だと思うのですが、あんまりごろっとかえるのは全部基本的な議論になってしまいますから、複合的な様々なことやひとり親家庭の問題等に踏み込んで言うなら、私は、すっきりと「男女」に変える方がいいのではないかと思います。その方が、全体的な今の流れが見えてくると思いますし、障害者の問題も、極めて踏み込んで、「障がい者制度改革推進本部」が設置されて、障害者権利条約の批准に向けて国内の政治がすすんでいますけれども、いろいろな見方、考え方のかなり角度が変わって来ているというのがありますので、具体的施策の中でどう議論するかということだと思います。加えて、「性教育」問題も人権の尊重の立場に立った性教育という言い方をすればかなり限定的に言えば、セクシャリティーだけの限定した教育だけにとられるので、「ジェンダー平等」とか、そういうことで表現すればわかりやすいのですが、これまでの議論と経過があるので、注釈つけず「人権の尊重の立場に立った」という表現になったと理解しているのですが。中味で議論をしていただいたらなと思っています。前回も申し上げましたけれども、国の「第3次男女共同参画計画に当たっての基本的な考え方（答申）」では、女性であることで複合的に困難な状況という問題の中に人権教育啓発の課題としていれられている性的少数者のこともどこかで触れるべきだと私は考えておりました、あわせて意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

《中川会長》

私は基本課題の表題を変えるということを主張しているわけではなく、変えた方が行政がすっきりするのであれば変えたらどうですかと言うだけです。イデオロギーとして主張しているつもりは全くなく、そちらの方にボールをお返ししますが、ただ、混乱を生じる危険性がある視点を申し上げますと、ここのなかにある具体的施策の竹平委員もおっしゃったカテゴリーですね、例えば、障害者とか外国人、ひとり親家庭に変わっているということでこれは結構ですが、ここのカテゴリーの中にさらにいる女性という立場をさしているのか、そうではなくて両性を対象とした、障害者政策、外国人施策、どちらなのかというのは問われると思います。国の指針をみていたら障害者であってなおかつ女性、外国人であってなおかつ女性、より一層マイナーな立場におかれると書かれていますけれどもそれを指しているのかと取られがちですよね。

私はそれなら、あまりにも狭いと思う。障害者施策、在住外国人施策をしっかりとやることで、女性政策全体が底上げされるという共通認識かなとそういう意味であったら、これは理解できるのですよね。すると前のタイトルが、女性の自立支援に限定することがちょっとひっかかるなという気持ちを持ったというだけのことです。仕事の上ではそういう認識でしているので構いませんということでしたら、結構です。要するにやりやすいようにしてもらったら結構です。混乱を生じるなと思ったのです。

《加藤課長》

障害者につきましては、基本計画としては県は「奈良県障害者計画」を作っており、また「奈良県人権施策に関する基本計画」も作って取組をすすめていますので、男女共同参画計画は男女の人権の尊重なのですけれども、女性の視点からの施策が足りないのではないですかというのが県庁内での男女共同参画計画ではないかと思っているので、私としては、狭いかもしれませんが、広くは他の部局が施策を実施しているので社会的に不利益な立場にある女性の自立支援というのはまだまだ、男女共同参画としては大事にしていけない視点ではないかと考えています。障害者全体の問題も考えますけれども、特にその中で両方複合した、問題のある女性の自立支援について基本的な施策が十分であるかどうかチェックしていこうということです。

《音田会長》

もともと、これを作るときには全体的に女性が、まだ男性より不利であると、その女性の中でも障害者であったり、外国人であったり、より不利な立場にあるのではないかとたぶんこういうまとめ方になったのだと思いますが。

ここの、「女性」をそのまま残すとすると「母子家庭、父子家庭」の問題はどうか。

《中川会長代理》

「母子家庭、父子家庭」については「ひとり親家庭」に変えればいい。

《音田会長》

母子家庭等のところで父子家庭もはいつているという意味ですかね。

《加藤課長》

「ともに支えあう家庭生活の構築」のところは「「ひとり親家庭」への自立支援策の推進」という言葉になっているのですが、**「社会的不利益な立場にある女性の人権の尊重」**のところでは、「母子家庭」という言葉をつかっていました。⑥は変えていけると思いますし、施策が今どのようなになっているかを確認させていただいて、⑦、⑧の「母子家庭」という言葉も「ひとり親家庭」に変更させていただきたいと思います。

《音田会長》

今の事務局の説明の方で皆さんよろしいですかね。

《加藤課長》

基本目標の方は「男女の人権の尊重」ということで、「男女」を使わせていただいて、基本課題のところは、「女性」を2番、3番で使っているところでは「女性」のまま残すということよろしいですか。

《全委員》

了承。

《加藤課長》

こういう論議があったということで、次の基本計画の改訂の時にまた、検討させていただくこととし、今回の中間見直しの時はこのまま行かせていただくこととすすめさせていただきます。

《音田会長》

最後おっしゃっていた竹平委員のセクシャルマイノリティーの問題ですかね。入れるなり、変更するなら、どのあたりで。具体的に。

《竹平委員》

いえ、特段いれてほしいということではなくて、前回の議論もありましたことですし。

《加藤課長》

前回のご意見をふまえて、人権施策課のほうにもう一度確認で、男女共同参画審議会からこういうご意見が出ていることは伝えさせていただいております。

《音田会長》 それでは、議題2につきましては、案でできました、部分的な語句の修正等をしていただくということで、それでよろしいですか。

《全委員》

了承。

《音田会長》

他に、本日の議題・報告等について、ご意見等ございませんでしょうか。
特になければ、これで本日の審議を終了し事務局に戻したいと思います。